

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面)

2024 年 2 月 28 日

株式会社 INPEX

2024年2月28日

吸収合併に係る事前開示事項

東京都港区赤坂五丁目3番1号
株式会社 INPEX
代表取締役社長 上田 隆之

株式会社 INPEX（以下「当社」といいます。）は、2022年12月26日付けで、株式会社 INPEX トレーディング（以下「TRD」といいます。）との間で、2024年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、TRDを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行う旨の吸収合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしました。本合併に係る会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第794条第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。）第191条の定めに基づく事前開示事項は以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）

当社及びTRDが2022年12月26日に締結した本合併契約の内容は、別紙1「吸収合併契約書」記載のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

TRDは当社の完全子会社であり、本合併に係る対価の交付はありません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第2号）

TRDは新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はございません。

4. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第191条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はございません。

(3) 最終事業年度の末日後における重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

5. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後における重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第191条第5号）

該当事項はございません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第191条第6号）

当社及び TRD の最終事業年度におけるそれぞれの資産の額は、それぞれの負債の額を上回っており、最終事業年度の末日以降もそれぞれの財務状態に重大な変動を生じさせる事象は発生しておらず、本合併に係る効力発生日以降の当社の収益状況及びキャッシュフローの状況を踏まえても、債務の履行に支障を及ぼす事情は予測されておりません。したがって、本合併の効力発生日以後における当社の債務の履行の見込みは十分にあると判断しております。

以 上

別紙 1 本合併契約



吸収合併契約書

株式会社 INPEX（以下「INPEX」という。）及び株式会社 INPEX トレーディング（以下「TRD」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併の方法）

INPEX 及び TRD は、本契約に定めるところにより、INPEX を吸収合併存続会社、TRD を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行い、INPEX は、本吸収合併により TRD の権利義務の全部を承継する。

第2条（商号及び住所）

INPEX 及び TRD の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) INPEX の商号及び住所

商号：株式会社 INPEX

住所：東京都港区赤坂五丁目3番1号

(2) TRD の商号及び住所

商号：株式会社 INPEX トレーディング

住所：東京都港区赤坂五丁目3番1号

第3条（本吸収合併に際して交付する金銭等に関する事項）

INPEX は、TRD の発行済株式の全てを所有しているため、本吸収合併に際して、TRD の株主に対して、その保有する TRD の株式に代わる金銭等の交付は行わない。

第4条（本効力発生日）

1. 本吸収合併がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2024年4月1日とする。
2. INPEX 及び TRD は、本吸収合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、協議の上、本効力発生日を変更することができる。

第5条（INPEX の増加する資本金及び準備金等の額）

本吸収合併により、INPEX の資本金及び準備金の額は増加しない。

第6条（株主総会）

1. INPEX は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約につき、INPEX の株主総会の決議による承認を受けることなく本吸収合併を行う。
2. TRD は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約につき、TRD の株主総会の決

議による承認を受けることなく本吸収合併を行う。

本契約
の上、

第7条 (会社財産の引継ぎ)

TRD は、INPEX に対し、本効力発生日において、TRD の資産、負債その他一切の権利義務を引き継ぐ。

2022

第8条 (会社財産の管理)

INPEX 及び TRD は、本契約締結日後、本効力発生日までの間、善良な管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運用を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ INPEX 及び TRD が協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条 (本吸収合併の条件の変更及び本吸収合併の中止)

本契約締結日後、本効力発生日までの間において、INPEX 又は TRD の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じ、若しくは生じることが明らかとなった場合、又はその他本契約の目的の達成が困難となった場合には、INPEX 及び TRD は、協議し合意の上、本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本吸収合併を中止することができる。

第10条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本吸収合併に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、INPEX 及び TRD が協議し合意の上、これを定める。

(本頁以下余白)

本契約の成立を証するため本契約書2通を作成し、INPEX及びTRDがそれぞれ記名押印の上、INPEX及びTRDがそれぞれ各1通を保有する。

2022年12月26日

INPEX：東京都港区赤坂五丁目3番1号

株式会社INPEX

代表取締役 上田 隆之



TRD：東京都港区赤坂五丁目3番1号

株式会社INPEX トレーディング

代表取締役 矢嶋 慈治



INDEX: 東京証券取引所 第1部 上場 1号



別紙 2 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

第 3 9 期 事 業 年 度

事 業 報 告

自 2022 年 1 月 1 日

至 2022 年 12 月 31 日

株式会社 INPEX トレーディング

東京都港区赤坂五丁目 3 番 1 号

第39期事業報告

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

I 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当社は、(株)INPEXの子会社並びに関連会社(グループ会社)が取得する原油(コンデンセートを含む。以下同じ。)及びLPGの販売及びグループ会社に対する販売先の仲介・斡旋を行うほか、国営石油会社から購入した原油並びに一般の石油市場を通じて国際石油メジャー等内外の石油会社及びトレーダーから購入した原油・LPGの販売を行ってまいりました。本事業年度もシンガポールの販売子会社(INPEX ENERGY TRADING SINGAPORE PTE. LTD.)と連携し、海外市場での販路拡大及び効率的な販売活動を行いました。また、当期中、グループ会社が生産操業のオペレーターを務めているイクシス LNG プロジェクトから生産されたコンデンセート及びLPGをはじめ、その他のプロジェクトにおいて生産された原油及びLPGについても順調に販売を継続しております。

本事業年度(2022年1月～12月)の原油販売数量は、昨年同期間(2021年1月～12月)の143,520千バーレルより17,208千バーレル増加の160,728千バーレル(前年同期間比12.0%増)となりました。

また、LPG販売数量は、昨年同期間(2021年1月～12月)の1,131千トンより86千トン減少の1,044千トン(前年同期間比7.7%減)となりました。

原油・LPG売上高の総額ベースでは、昨年同期間(2021年1月～12月)と比較し、LPG販売数量が減少したものの、油価・LPG価格の大幅な上昇、外国為替の円安及び原油販売数量の増加といった売上増加要因があり、2,156,132,475千円(前年同期間比82.1%増)に大幅に増加しました。

一方、原油・LPG売上高の純額ベースでは、昨年同期間(2021年1月～12月)と比較し、アブダビプロジェクトからの原油販売量の増加、イクシス LNG プロジェクトから生産されるコンデンセート等でより大きな売買差益の獲得等により、7,347,762千円(前年同期間比47.0%増)に増加しました。

その結果、昨年同期間(2021年1月～12月)と比較し、営業利益6,471,273千円(前年同期間比50.1%増)、経常利益7,696,996千円(同71.6%増)、当期純利益5,033,346千円(同71.5%増)と増益となりました。

2. 設備投資の状況

特に記載すべき事項はありません。

3. 資金調達状況

2022年4月30日付けでINPEX FINANCIAL SERVICES SINGAPORE PTE. LTD.と米ドルのCash Management System (CMS)の改定契約を締結し、当期中、極度借入枠内(430百万米ドル)で原油買入・販売の決済時の一時的な資金不足に対応しました。

4. 対処すべき課題

当社は、グループ会社が海外で開発・生産した権益原油等を販売しております。今後さらなるエネルギー需要の伸びが見込まれるアジア地域への販路拡大、価格条件・受渡条件に関し多様化する顧客の要望へ対応するため、当社100%子会社でありますINPEX ENERGY TRADING SINGAPORE PTE. LTD.へ当社の販売機能を段階的に移管します。これに伴い、2022年12月26日開催の取締役会において、2024年4月1日を合併期日として、当社の100%親会社である(株)INPEXを吸収合併存続会社とする吸収合併契約書を同社との間で締結することにつき決定し、同日付けで当該契約書を締結しました。

5. 営業成績並びに財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区分 \ 年度	第36期 (2019年度)	第37期 (2020年度)	第38期 (2021年度)	第39期 (2022年度)
売上高(純額主義)	3,150,224	4,167,682	4,997,889	7,347,762
売上高(総額主義)	915,424,591	699,714,132	1,184,229,054	2,156,207,193
当期純利益	1,692,381	2,217,165	2,934,164	5,033,346
1株当り当期純利益	1,692,381円 28銭	2,217,165円 59銭	2,934,164円 74銭	5,033,346円 28銭
総資産	135,774,242	70,802,739	140,778,814	183,623,487
純資産	11,284,450	13,501,615	16,435,780	21,464,834

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。
2. 売上高には受取手数料(販売委託料)を含んでおります。
3. 第36期(2019年度)は、決算期変更に伴い、2019年4月1日から同年12月31日までの9ヵ月決算となっております。

6. 株主の状況

株主数：1名

株主名及び所有株式数：

株主名	会社への出資状況	
	持株数(株)	持株比率(%)
(株) INPEX	1,000	100
合計	1,000	100

なお、上記株主への出資はありません。

7. 重要な親会社及び子会社の状況等

① 親会社等との関係

当社の親会社は(株)INPEXであり、(株)INPEXは当社の発行済株式を1,000株（持株比率100%）保有しております。

当社は、同社とのグループ経営管理契約に則り、同社の経営管理を受けております。

また、当社は、同社と事務処理に関する契約を締結し、同社に対し管理業務の全面委託を行っております。

当社は親会社等との間で下表の種類の取引をしておりますが、当該取引を行うに当たっては、当社の利益を害さないように、当該取引の必要性や取引条件が一般の取引と著しく相違しないこと等に留意しております。また、取締役会において、当該取引が当社の利益を害するものでないと判断しており、その理由は下表のとおりです。

取引の種類	判断及び理由
業務委託料の支払	当社と親会社との間の業務委託契約は、当社の業務の効率化及び簡素化を図るために締結しているもので、業務委託料の金額は受託者の実際発生費用に基づいた合理的な水準で決定しており、その他条件等を含め当社の利益を害するものではありません。
資金管理（円 CMS 及び米ドル CMS）	当社と INPEX FINANCIAL SERVICES SINGAPORE PTE. LTD. (IFSS) との間の資金管理（円 CMS 及び米ドル CMS）契約は、グループ内の資金管理の効率化を図ることを目的として各々締結しているもので、金利については市場金利を勘案して決定しており、当社の利益を害するものではありません。
金銭の借入	当社の IFSS からの金銭の借入は、当社の財務状況等を踏まえて行うもので、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しており、その他条件等を含め当社の利益を害するものではありません。

販売手数料の受取	当社とグループ会社との間の販売費用の一部負担に関する覚書は、販売手数料の金額につき、業務委託に関して発生する経費額に基づき、取扱原油量当たり単価を決定しており、その他条件等を含め当社の利益を害するものではありません。
原油の購入	当社とグループ会社との間の原油売買契約は、市場価格を勘案した適正な価格で原油を購入するものであって、その他条件等を含め当社の利益を害するものではありません。

②重要な子会社の状況

事業地域	会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
シンガポール	INPEX ENERGY TRADING SINGAPORE PTE. LTD.	SGD 1,050 千 及び USD 101,000 千	100.00	石油、天然ガスの売買並びに当社との業務委託契約に基づく、当社販売活動の支援業務

8. 主要な事業内容

石油、天然ガス及びその他の鉱物資源の売買並びに売買に関する代理又は仲介、斡旋

9. 主要な営業所

本 社 : 東京都港区赤坂五丁目 3 番 1 号

10. 使用人の状況

使用人数(名)	前期末比
32	1 名増

- (注) 1. 使用人数は、(株)INPEX 社員との兼務者を記載しております。
2. 当社の管理業務の一部は、(株)INPEX に業務委託しております。

11. 主要な借入先

2022 年度期末現在、INPEX FINANCIAL SERVICES SINGAPORE PTE. LTD.からの借入残高は、4,357,333 千円 (32,835 千 USD) となっております。

II 会計監査人に関する事項

会計監査人の名称：

EY 新日本有限責任監査法人

III 会社の体制及び方針

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

会社法第 362 条第 4 項第 6 号の定めに従い、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備」(以下、「内部統制システム」といいます。)についての決定内容の概要は、次のとおりであります。なお、本概要は、2018 年 5 月 18 日開催の取締役会において一部改定を決議したものであります。

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、株式会社 INPEX (以下、「親会社」という。)との間でグループ経営管理に係る契約を締結し、親会社が定める「INPEX グループサステナビリティ憲章」及び「INPEX グループ行動基本原則」の遵守と徹底を図るための体制を構築する。

当社は、親会社との間で締結するグループ経営管理に係る契約に基づき、親会社の構築するコンプライアンス体制(内部通報制度を含む)のもとで、取締役及び使用人がその職務執行上、法令及び定款に則り、行動することを確保する。

また、コンプライアンス体制及び関連社内規程を実効あらしめるために、当社は、親会社の社長直属の内部監査組織による監査、その他親会社の社内担当部署あるいは社外専門家による監査等に協力し、かかる監査等を通じ、これを検証・評価するとともに、適宜改善を行う。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、当社が親会社との間で締結するグループ経営管理に係る契約に基づき、その所管する職務の執行に係る文書その他の情報については、法令、定款及び親会社の各社内規程等に則り、親会社の情報セキュリティ体制のもとで、適正に保存及び管理する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、親会社との間で締結するグループ経営管理に係る契約に基づき、親会社の社内規程・ガイドライン等に基づき、リスク管理を行う。

また、親会社の社長直属の内部監査組織による監査、その他親会社の社内担当部署あるいは社外専門家による監査等に協力し、かかる監査等を通じ、当社の日常業務に係るリスク管理の運営状況等を検証・評価するとともに、かかる検証・評価の結果を踏まえて、環境の変化に応じた不断の見直しを行う。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を確保するため、親会社が定める経営の長期展望と中期計画を共有し、親会社グループの人的・資金的な経営資源を効率的に運用するとともに、親会社の各社内規程等に則り、以下の点に留意して事業運営を行う。

- (1) 重要事項の決定については、取締役会にて決裁を行う。
- (2) 日常の職務執行については、親会社の職務権限規程等に準じて権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が迅速に業務を遂行する。

⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社との間で締結するグループ経営管理に係る契約に基づき、当社の重要事項について、親会社に事前に報告し又は承認を求める。当社は、親会社と連携して、リスク管理及びコンプライアンス管理を遂行するとともに、親会社の内部監査組織等が実施する監査等に協力する。当社は、親会社との間の取引にあたっては、自社の利益を害さないよう留意する。

また、当社の子会社における業務の適正を確保するための体制については以下のとおりとする。

イ) 当社の子会社の取締役その他これらの者に相当する者(以下、「取締役等」という。)の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社に対して、親会社との間でグループ経営管理に係る契約を締結し、子会社の重要事項について、親会社に事前に承認申請又は報告を行うよう求める。当該重要事項については、当社と情報を共有する。

ロ) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社に対して、親会社との間でグループ経営管理に係る契約を締結し、親会社によるリスク管理、コンプライアンス管理及び内部監査等に服するよう求める。

ハ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社に対して、親会社の経営の長期展望と中期計画を共有し、人的・資金的な経営資源を効率的に運用し、事業運営を行うよう求める。

ニ) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、親会社の構築するコンプライアンス体制(内部通報制度を含む)を、子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人に対して周知に努める。

当社は、子会社に対して親会社の社長直属の内部監査組織による監査、その他親会社の社内担当部署あるいは社外専門家による監査等に服するよう求める。

当社は、子会社において、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制が構築されるよう、子会社に対して、親会社との間でグループ経営管理に係る契約を締結するよう求める。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役の求めに応じて、当社又は親会社の使用人がその職務を補助する。当該使用人は当社の監査役の要請に従いその職務を補助するものとし、当社の取締役は当該使用人による監査役の職務補助に関して指揮命令権を有しない。

⑦ 当社の監査役への報告に関する体制

当社の取締役等及び使用人並びに子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、法令に定める事項、当社及び親会社のグループ各社に重大影響を及ぼす事項その他当社の監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、報告及び情報提供を行う。

また、当社の監査役は、当社の取締役会その他重要な社内会議に出席するとともに、稟議書等の回付を受けて、常に業務上の情報を入手できるようにする。

⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨の周知に努める。

また、親会社グループの内部通報制度においては、報告者に対する不利な取扱いが確認された場合には、不利な取扱いをした者及びその所属部門長等は、就業規則等に則った懲戒等の処分の対象となる。

⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第 388 条に基づく費用の前払又は償還の手続等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が親会社の内部監査組織とも連携し、必要に応じ報告を受けられることができる体制を整えるなど、監査の実効性の向上を図る。
また、当社は、監査役の監査の実施に当たり、弁護士、公認会計士、税理士等の社外専門家と緊密に連携がとれるようにする。

当社は、上記決定に基づき、主として親会社との間で締結したグループ経営管理に係る契約に基づいた内部統制システムを整備し、運用に当たっては、同社と事務処理に関する契約を締結し、管理業務の一部委託を行うとともに、親会社が定めるサステナビリティ憲章等の周知、親会社の作成したコンプライアンス関連情報の配信等を行っております。また、内部通報制度として、親会社が設置したヘルプラインは当社の取締役及び使用人も利用可能となっております。加えて、当社は、親会社との間の取引に当たり、当社の利益を害さないよう親会社が定める利益相反取引を含む関連当事者間の取引に係る手続きの手引きを指針としております。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

特に記載すべき事項はありません。

3. その他会社の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

以上

第 39 期 事 業 年 度

自 2022年 1月 1日
至 2022年 12月31日

決 算 報 告 書

1. 貸 借 対 照 表
2. 損 益 計 算 書
3. 株主資本等変動計算書
4. 個 別 注 記 表

株式会社INPEXトレーディング

目 次

貸	借	対	照	表	1頁					
損	益	計	算	書	2頁					
株	主	資	本	等	変	動	計	算	書	3頁
個	別	注	記	表	4～6頁					

貸借対照表

2022年 12月31日現在

株式会社INPEXトレーディング

資 産 の 部		負 債 の 部	
	千円		千円
流動資産	172,376,123	流動負債	162,158,652
現金及び預金	59	買掛金	154,834,145
売掛金	170,763,431	未払金	1,040,312
未収入金	855,897	短期借入金	4,357,333
預け金	687,985	未払法人税等	1,920,492
立替金	68,749	預り金	6,367
		負債合計	162,158,652
		純 資 産 の 部	
固定資産	11,247,363	株主資本	21,464,834
（無形固定資産）	220	資本金	50,000
ソフトウェア	220	利益剰余金	21,414,834
（投資その他の資産）	11,247,143	その他利益剰余金	21,414,834
関係会社株式	11,069,827	別途積立金	9,850,000
繰延税金資産	177,316	繰越利益剰余金	11,564,834
		純資産合計	21,464,834
資産合計	183,623,487	負債・純資産合計	183,623,487

損 益 計 算 書

自 2022年 1月 1日

至 2022年12月31日

株式会社INPEXトレーディング

売上高		千円
原 油 売 上	4,688,576	
L P G 売 上	2,584,467	
受 取 手 数 料	74,718	7,347,762
売上総利益		7,347,762
販売費及び一般管理費		876,488
営業利益		6,471,273
営業外収益		
受 取 利 息	254,193	
為 替 差 益	971,689	
雑 収 入	3,506	1,229,390
営業外費用		
支 払 利 息	3,667	3,667
経常利益		7,696,996
税引前当期純利益		7,696,996
法人税、住民税及び事業税	2,746,709	
法人税等調整額	△ 83,058	2,663,650
当期純利益		5,033,346

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 2022年 1月 1日

至 2022年12月31日

株式会社INPEXトレーディング

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
当期首残高	50,000	9,050,000	7,335,780	16,385,780	16,435,780	16,435,780
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	△ 4,292	△ 4,292	△ 4,292	△ 4,292
遡及処理後当期首残高	50,000	9,050,000	7,331,488	16,381,488	16,431,488	16,431,488
当期変動額						
当期純利益	-	-	5,033,346	5,033,346	5,033,346	5,033,346
別途積立金の積立	-	800,000	△ 800,000	-	-	-
当期変動額合計	-	800,000	4,233,346	5,033,346	5,033,346	5,033,346
当期末残高	50,000	9,850,000	11,564,834	21,414,834	21,464,834	21,464,834

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

売上(原油売上及びLPG売上)及び
売上原価(原油売上原価及びLPG売上原価)の純額表示
について

当社の売上(原油売上及びLPG売上)及び売上原価(原油売上原価及びLPG売上原価)は、純額で表示しております。なお総額で表示した場合は各々2,156,132,475千円(原油売上2,056,526,202千円 LPG売上99,606,273千円)及び2,148,859,431千円(原油売上原価2,051,837,625千円 LPG売上原価97,021,805千円)であります。

4. 収益及び費用の計上基準

収益及び費用の計上基準について

当社では原油(LPG含む)に関する権益を保有する会社(以下権益保有会社。株式会社INPEXのグループ会社からなる)から原油(LPG含む)を購入する契約を有しています。当社は当該契約に基づいて購入した原油(LPG含む)を顧客に販売するサービスを権益保有会社に対して提供しており、当該販売を完了させることが当社の主な履行義務です。当社は原油(LPG含む)が顧客に移転される前において原油(LPG含む)に対する支配を有していません。当社は代理人として行動しているため、顧客から受け取る対価の総額から権益保有会社への原油(LPG含む)の支払額を控除した純額で収益を認識しております。収益は一時点で認識しています。主として原油(LPG含む)の支配が顧客に移転したとき、すなわちインコタームズ等で定められた貿易条件を参考として支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。これは、その時点で顧客に対して原油(LPG)を販売するという履行義務が充足されるためです。また、収益は顧客との契約による取引価格に基づき認識しており、取引の対価は製品の引き渡し後1年以内に受け取るため、重大な金融要素を含んでおりません。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過措置に従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財の支配が顧客に移転した時点で、当該財と交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

1. 販売手数料

一部の販売手数料について履行義務の充足時点を代金回収時点に変更しております。

2. 立替金性質の備船料等

第三者のために回収する額に該当するため、取引価格から控除し収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過措置に従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この変更が、利益剰余金の当期首残高、当事業年度の損益及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

関係会社に対する金銭債権・債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権	85,917,849千円
短期金銭債務	256,369千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引高	
売上高	1,033,494,126千円
その他営業取引	840,917千円
営業取引以外の取引高	3,111千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における発行済株式数

普通株式	1,000株
------	--------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生主な原因別内訳

未払事業税	177,316千円
繰延税金資産 小計	177,316千円
繰延税金資産 合計	177,316千円
繰延税金資産の純額	177,316千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

売掛金に係わる顧客の信用リスクは、営業管理細則及び与信管理細則に従い取引先の状況を適時に把握し、リスク軽減を図っております。

当社は、資金運用については安全性・流動性に十分配慮し、預金とキャッシュ・マネジメント・システム(以下CMS)を中心に運用を行っております。

当社と当社親会社の子会社であるINPEX FINANCIAL SERVICES SINGAPORE PTE. LTD.(以下IFSS)は、グループ内の資金管理の効率化を図ることを目的としてCMSを導入しており、原則としてCMSによって資金の決済・運用・調達を行っております。

CMSの運用管理についてはIFSSにて行われ、定期的に親会社の経営会議にて報告されております。

営業債権である売掛金、営業債務である買掛金は、主に原油及びLPG売買によるものです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、関係会社株式(貸借対照表計上額11,069,827千円)は市場価格がなく、売掛金・買掛金については短期間で決済され時価が帳簿価格に近似するものであることから記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額(注1) (千円)	科目	期末残高 (千円)
INPEX Ichthys Pty Ltd	所有割合 1% 被所有割合 1%	親会社の子会社	原油の購入 (注2)	160,853,266	買掛金	6,225,281
(株) INPEX 北カスピ海石油	所有割合 1% 被所有割合 1%	親会社の子会社	原油の購入 (注2)	87,635,808	買掛金	7,153,836
ジャパン石油開発(株)	所有割合 1% 被所有割合 1%	親会社の子会社	原油の購入 (注2)	606,343,379	買掛金	46,217,726
JODCO Onshore Limited	所有割合 1% 被所有割合 1%	親会社の子会社	原油の購入 (注2)	464,220,274	買掛金	40,938,277
JODCO Lower Zakum Limited	所有割合 1% 被所有割合 1%	親会社の子会社	原油の購入 (注2)	185,485,959	買掛金	11,983,286
INPEX ENERGY TRADING SINGAPORE PTE. LTD.	所有割合 100% 被所有割合 1%	子会社	原油の販売 (注3)	1,033,494,126	売掛金	85,907,218
INPEX FINANCIAL SERVICES SINGAPORE PTE. LTD.	所有割合 1% 被所有割合 1%	親会社の子会社	資金管理 (注4)	-	短期借入金	4,357,333
			利息の支払 (注4)	3,667		
			資金管理 (注4)	-	預け金	687,985
			受取利息 (注4)	254,193		

- (注1) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- (注2) 原油売買契約書に基づいて、市場価格を勘案した適正な価格から販売手数料を控除して原油を購入しております。なお、上記取引金額(原油売上原価)は、総額で記載しており、損益計算書上は原油売上金額と相殺し純額で表示しております。
- (注3) 原油売買契約書に基づいて、市場価格を勘案した適正な価格で原油を販売しております。なお、上記取引金額(原油売上)は、総額で記載しており、損益計算書上は原油売上原価金額と相殺し純額で表示しております。
- (注4) 当社と当社親会社の子会社であるINPEX FINANCIAL SERVICES SINGAPORE PTE. LTD. はグループ内の資金管理の効率化を図ることを目的としてCMSを導入しておりますが、CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとに取引金額を集計することは実務上困難であるため、取引金額は記載しておりません。なお、金利については市場金利を勘案して決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表の「(重要な会計方針に係る事項) 4.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	21,464,834円34銭
1株当たり当期純利益	5,033,346円28銭

監査報告書

私は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役、親会社の社長直属の内部監査組織、使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の運用状況を監視及び検証いたしました。また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他重要な会議における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり
当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないか
どうかについての取締役会の判断及びその理由について指摘すべき事項は認められ
ません。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認め
ます。

2023年3月15日

株式会社 INPEX トレーディング

監査役 渡邊道明 

独立監査人の監査報告書

2023年3月14日

株式会社INPEXトレーディング

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 聡
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社INPEXトレーディングの2022年1月1日から2022年12月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

第 39 期 事 業 年 度

自 2022年 1月 1日
至 2022年 12月31日

決 算 報 告 書

1. 貸 借 対 照 表
2. 損 益 計 算 書
3. 株主資本等変動計算書
4. 個 別 注 記 表

株式会社INPEXトレーディング

目 次

貸	借	対	照	表	1頁					
損	益	計	算	書	2頁					
株	主	資	本	等	変	動	計	算	書	3頁
個	別	注	記	表	4～6頁					

貸借対照表

2022年 12月31日現在

株式会社INPEXトレーディング

資 産 の 部		負 債 の 部	
	千円		千円
流動資産	172,376,123	流動負債	162,158,652
現金及び預金	59	買掛金	154,834,145
売掛金	170,763,431	未払金	1,040,312
未収入金	855,897	短期借入金	4,357,333
預け金	687,985	未払法人税等	1,920,492
立替金	68,749	預り金	6,367
		負債合計	162,158,652
		純資産の部	
固定資産	11,247,363	株主資本	21,464,834
（無形固定資産）	220	資本金	50,000
ソフトウェア	220	利益剰余金	21,414,834
（投資その他の資産）	11,247,143	その他利益剰余金	21,414,834
関係会社株式	11,069,827	別途積立金	9,850,000
繰延税金資産	177,316	繰越利益剰余金	11,564,834
		純資産合計	21,464,834
資産合計	183,623,487	負債・純資産合計	183,623,487

損 益 計 算 書

自 2022年 1月 1日

至 2022年12月31日

株式会社INPEXトレーディング

売上高		千円
原 油 売 上	4,688,576	
L P G 売 上	2,584,467	
受 取 手 数 料	74,718	7,347,762
売上総利益		7,347,762
販売費及び一般管理費		876,488
営業利益		6,471,273
営業外収益		
受 取 利 息	254,193	
為 替 差 益	971,689	
雑 収 入	3,506	1,229,390
営業外費用		
支 払 利 息	3,667	3,667
経常利益		7,696,996
税引前当期純利益		7,696,996
法人税、住民税及び事業税	2,746,709	
法人税等調整額	△ 83,058	2,663,650
当期純利益		5,033,346

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 2022年 1月 1日

至 2022年12月31日

株式会社INPEXトレーディング

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	50,000	9,050,000	7,335,780	16,385,780	16,435,780	16,435,780
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	△ 4,292	△ 4,292	△ 4,292	△ 4,292
遡及処理後当期首残高	50,000	9,050,000	7,331,488	16,381,488	16,431,488	16,431,488
当期変動額						
当期純利益	-	-	5,033,346	5,033,346	5,033,346	5,033,346
別途積立金の積立	-	800,000	△ 800,000	-	-	-
当期変動額合計	-	800,000	4,233,346	5,033,346	5,033,346	5,033,346
当期末残高	50,000	9,850,000	11,564,834	21,414,834	21,464,834	21,464,834

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

売上(原油売上及びLPG売上)及び
売上原価(原油売上原価及びLPG売上原価)の純額表示
について

当社の売上(原油売上及びLPG売上)及び売上原価(原油売上原価及びLPG売上原価)は、純額で表示しております。なお総額で表示した場合は各々2,156,132,475千円(原油売上2,056,526,202千円 LPG売上99,606,273千円)及び2,148,859,431千円(原油売上原価2,051,837,625千円 LPG売上原価97,021,805千円)であります。

4. 収益及び費用の計上基準

収益及び費用の計上基準について

当社では原油(LPG含む)に関する権益を保有する会社(以下権益保有会社。株式会社INPEXのグループ会社からなる)から原油(LPG含む)を購入する契約を有しております。当社は当該契約に基づいて購入した原油(LPG含む)を顧客に販売するサービスを権益保有会社に対して提供しており、当該販売を完了させることが当社の主な履行義務です。当社は原油(LPG含む)が顧客に移転される前において原油(LPG含む)に対する支配を有していません。

当社は代理人として行動しているため、顧客から受け取る対価の総額から権益保有会社への原油(LPG含む)の支払額を控除した純額で収益を認識しております。

収益は一時点で認識しています。主として原油(LPG含む)の支配が顧客に移転したとき、すなわちインコタームズ等で定められた貿易条件を参考として支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。これは、その時点で顧客に対して原油(LPG)を販売するという履行義務が充足されるためです。

また、収益は顧客との契約による取引価格に基づき認識しており、取引の対価は製品の引き渡し後1年以内に受け取るため、重大な金融要素を含んでおりません。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過措置に従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財の支配が顧客に移転した時点で、当該財と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

1. 販売手数料

一部の販売手数料について履行義務の充足時点を代金回収時点に変更しております。

2. 立替金性質の備船料等

第三者のために回収する額に該当するため、取引価格から控除し収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過措置に従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この変更が、利益剰余金の当期首残高、当事業年度の損益及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

関係会社に対する金銭債権・債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権	85,917,849千円
短期金銭債務	256,369千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引高	
売上高	1,033,494,126千円
その他営業取引	840,917千円
営業取引以外の取引高	3,111千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における発行済株式数

普通株式	1,000株
------	--------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生主な原因別内訳

未払事業税	177,316千円
繰延税金資産 小計	177,316千円
繰延税金資産 合計	177,316千円
繰延税金資産の純額	177,316千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

売掛金に係わる顧客の信用リスクは、営業管理細則及び与信管理細則に従い取引先の状況を適時に把握し、リスク軽減を図っております。

当社は、資金運用については安全性・流動性に十分配慮し、預金とキャッシュ・マネジメント・システム（以下CMS）を中心に運用を行っております。

当社と当社親会社の子会社であるINPEX FINANCIAL SERVICES SINGAPORE PTE. LTD.（以下IFSS）は、グループ内の資金管理の効率化を図ることを目的としてCMSを導入しており、原則としてCMSによって資金の決済・運用・調達を行っております。

CMSの運用管理についてはIFSSにて行われ、定期的に親会社の経営会議にて報告されております。

営業債権である売掛金、営業債務である買掛金は、主に原油及びLPG売買によるものです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、関係会社株式（貸借対照表計上額11,069,827千円）は市場価格がなく、売掛金・買掛金については短期間で決済され時価が帳簿価格に近似するものであることから記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額(注1) (千円)	科目	期末残高 (千円)
INPEX Ichthys Pty Ltd	所有割合 100% 被所有割合 100%	親会社の子会社	原油の購入 (注2)	160,853,266	買掛金	6,225,281
(株) INPEX 北カスピ海石油	所有割合 100% 被所有割合 100%	親会社の子会社	原油の購入 (注2)	87,635,808	買掛金	7,153,836
ジャパン石油開発(株)	所有割合 100% 被所有割合 100%	親会社の子会社	原油の購入 (注2)	606,343,379	買掛金	46,217,726
JODCO Onshore Limited	所有割合 100% 被所有割合 100%	親会社の子会社	原油の購入 (注2)	464,220,274	買掛金	40,938,277
JODCO Lower Zakum Limited	所有割合 100% 被所有割合 100%	親会社の子会社	原油の購入 (注2)	185,485,959	買掛金	11,983,286
INPEX ENERGY TRADING SINGAPORE PTE. LTD.	所有割合 100% 被所有割合 100%	子会社	原油の販売 (注3)	1,033,494,126	売掛金	85,907,218
INPEX FINANCIAL SERVICES SINGAPORE PTE. LTD.	所有割合 100% 被所有割合 100%	親会社の子会社	資金管理 (注4)	-	短期借入金	4,357,333
			利息の支払 (注4)	3,667		
			資金管理 (注4)	-	預け金	687,985
			受取利息 (注4)	254,193		

- (注1) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- (注2) 原油売買契約書に基づいて、市場価格を勘案した適正な価格から販売手数料を控除して原油を購入しております。なお、上記取引金額(原油売上原価)は、総額で記載しており、損益計算書上は原油売上金額と相殺し純額で表示しております。
- (注3) 原油売買契約書に基づいて、市場価格を勘案した適正な価格で原油を販売しております。なお、上記取引金額(原油売上)は、総額で記載しており、損益計算書上は原油売上原価金額と相殺し純額で表示しております。
- (注4) 当社と当社親会社の子会社であるINPEX FINANCIAL SERVICES SINGAPORE PTE. LTD. はグループ内の資金管理の効率化を図ることを目的としてCMSを導入しておりますが、CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとに取引金額を集計することは実務上困難であるため、取引金額は記載しておりません。なお、金利については市場金利を勘案して決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表の「(重要な会計方針に係る事項) 4.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	21,464,834円34銭
1株当たり当期純利益	5,033,346円28銭

第 39 期 事 業 年 度

計算書類に係る附属明細書
(会社法第435条第2項に基づく明細書)

自 2022年 1月 1日

至 2022年 12月 31日

株式会社INPEXトレーディング

目 次

	頁
1. 無形固定資産の明細	1
2. 販売費及び一般管理費の明細	1

- (注) 1. 金額は、千円未満切り捨てにより表示している。
2. 「0」は、金額が千円未満であることを示す。
3. 「-」は、零又は該当数字がないことを示す。
4. 「△」は、減少を示す。

1. 無形固定資産の明細

区 分	資産の種類	期 首 帳簿価額	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	期 末 帳簿価額	減 価 償 却 累 計 額	期 末 取 得 原 価
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
無形固定資産	ソフトウェア	1,540	—	—	1,320	220	37,719	37,939
	計	1,540	—	—	1,320	220	37,719	37,939

2. 販売費及び一般管理費の明細

科 目	金 額		摘 要
	一般管理費	販管費	
	千円	千円	
人件費（福利厚生費）	—	54	
諸報酬(会計士報酬)	4,255	—	
諸報酬(雑口)	920	2,178	
諸手数料(雑口)	1	14,941	
諸手数料(金融関係)	4,593	—	
賃借/使用料（データベース）	—	3,224	
修繕/保守料（PC関連）	620	—	
業務委託料(本社共通費)	778,378	—	
業務委託料(IETS)	—	31,419	
業務委託料(JODCO)	—	26,388	
業務委託料(雑口)	0	120	
租税課金	117	—	
旅費交通費	—	32,048	
交際費	—	6,306	
教育訓練費	—	227	
図書印刷費	40	—	
広告宣伝費	135	—	
雑費(来客)	—	231	
雑費(社外雑費・海外)	76	8	
減価償却費	1,320	—	
他勘定振替額（役務受託費）	△31,119	—	
合 計	759,339	117,148	